○教員の活動状況評価に関する申合せ

令和３年１０月２２日
教員の活動状況評価委員会
最終改正　令和７年５月２１日

（目的）

１　この申合せは，国立大学法人筑波技術大学教員の活動状況評価に関する規程（令和３年規程第１５号。以下「規程」という。）第９条の規定に基づき，規程第４条第２項に規定する基本的な評価項目に係る集計の考え方について定めるものである。

（集計の考え方）

２　基本的な評価項目の集計の考え方については次の各号のとおりとする。

（１）授業担当時間数（特別研究除く）及び授業担当時間数（非常勤講師世話人）

原則として正規の授業時間数（試験及びフィードバックを除く）を計上するものとし，補習等により正規の授業時間数以上の授業を行っている場合については計上せず，特記事項に記載することとする。

ただし，名称や科目番号が異なるものの，同じ時間・場所で実施されるなど，実質的に一つの科目とみなされる場合は１科目として取り扱う。

インターンシップや教育実習等の学外での実施が主となる科目は，担当学生がいる場合で，学外実習中も指導を行っているときは正規の授業時間数（複数の学生を担当していても１科目分）で計上するものとし，事前指導や報告会のみの対応の場合は，当該時間を授業担当時間数に換算して計上する。

保健科学部附属東西医学統合医療センター（以下「医療センター」という。）における研修生への指導の授業担当時間数への換算の考え方は次表のとおりとする。

	授業担当時間数への換算の考え方
外来での施術における指導	従事した時間を授業担当時間数に換算して計上 （外来での施術は「社会貢献」領域においても計上されていることを考慮すること）
月例の勉強会等における指導	従事した時間を授業担当時間数に換算して計上

（２）修了論文指導，修了論文副指導及び卒業論文指導

修了論文指導及び修了論文副指導については，当該年度に修了する学生がいる場合のほか，１年次の学生及び２年次で修了できなかった学生も含めて計上する。なお，当該年度において１年を通じて休学している場合は計上しない。

卒業論文指導については，当該年度に卒業する学生がいる場合のみ計上する。

いずれにおいても，当該年度の一部に休学期間を含む場合又は年度の途中に修了若しくは卒業する場合は人数を２で除した数を計上する。

（３）クラス担任，クラス副担任

クラス数を計上する。なお，学年別のクラス担任のほか，複数学年をまたいで領域別のクラス担任を設けている場合はそれも含めて計上し，同一の教員がそれぞれを兼ねている場合は２クラスとして計上する。

（４）アカデミックアドバイザー教員

休学者も含めて担当している学生数を計上する。

（５）論文

researchmap の論文の項目に登録されているもののうち，「査読あり」として登録されているもののみを計上する。

（６）MISC

researchmap の MISC の項目に登録されているもののほか，論文の項目に登録されているものの，「査読あり」となっていないものも含めて計上する。

（７）書籍等出版物

書籍等出版物全体につき単著の場合のみ単著として計上し，一部の項目につき単著で作成している場合であっても全体として共著の場合は共著として計上する。

（８）共同研究・競争的資金等の研究課題

研究期間が複数年にわたるものについては，研究期間が評価の対象期間に含まれているものを計上する。

（９）学内競争的資金の研究課題

申請者が部局長等に限定されている事業については対象外とするため，教育研究等改革・改善事業は計上しない。

(10) 産業財産権

特許として登録されているもので，評価期間内に特許原簿に登録されている期間が含まれているもののみを計上する。

(11) 役職

ガルーンに掲載の「役付教職員」への記載分のみを計上する。

(12) 学内委員会委員及び教員人事委員会委員

ガルーンに掲載の「各委員会委員名簿」，「各室室員名簿」及び「学部委員会名簿」への記載分及び教員人事委員会委員名簿への記載分を計上するほか，これらに記載のないプロジェクトチームやワーキンググループについては事務局において把握しているものを計上する。

(13) その他全学的役割

産業医，衛生管理者，苦情相談窓口相談員，科研費コーディネーター，化学物質管理補佐者，保護具着用管理責任者及び情報保障アドバイザーの役割がある場合に計上する。

(14) 入学試験問題作成

学力検査問題作成・採点小委員会，小論文小委員会，適性・実技検査小委員会（実技検査のみの担当は除く），入試問題チェック小委員会及び点字小委員会の委員として実際に

業務があった入学試験数を計上する。

(15) 入学試験業務（試験監督等）

入学試験当日に試験監督等により業務のあった者のほか，各小委員会委員として，当日以外に業務のあった者も計上する。ただし，同じ入学試験について複数の業務がある場合でも重複して計上はしない。

医療センターにおける研修生の選考に係る業務も同様の考え方により計上する。

(16) 学生募集

オープンキャンパスなどのイベントのほか，個別見学の対応等を計上する。なお，ホームページに掲載する資料や動画の作成等は計上せず，特記事項に記載することとする。

医療センターにおける研修生の募集説明会に係る業務も同様の考え方により計上する。

(17) その他

１年を通じて担当することが想定される事項について，一部の期間しか従事していない場合は，実際に従事した月数を１２で除した数（小数第２位を四捨五入）を計上する。

附　記

この申合せは，令和３年１０月２２日から施行し，令和３年４月１日から適用する。

附　記

この申合せは，令和４年８月２日から施行し，令和４年４月１日から適用する。

附　記

この申合せは，令和６年９月１３日から施行し，この申合せによる改正後の教員の活動状況評価に関する申合せの規定は，同年４月１日から適用する。

附　記

この申合せは，令和７年５月２１日から施行し，この申合せによる改正後の教員の活動状況評価に関する申合せの規定は，同年４月１日から適用する。